

平成27年度第2回狭山市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 平成27年9月25日（金）
午後2時00分から午後2時55分まで
開催場所 稲荷山環境センター2階 第2会議室
出席者 新井委員、河井委員、小島委員、登坂委員、横田委員、廣澤委員、
高木委員、黒米委員、佐藤委員、高橋委員、齋藤委員、莊司委員、
矢田部委員、鷺野委員、寺山委員、森山委員
欠席者 大野委員、細野委員
事務局 金子長寿健康部長、加藤長寿健康部次長、関口保険年金課長、田中主
幹、増田主幹、佐々木主査、原主査、若林主事
傍聴者 1名

会長 会議録の署名委員については、1号委員の河井委員と3号委員の莊司委員にお願いしたいと思います。

議 題

- 1 狭山市国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改定について

狭山市国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改定について質疑応答を行い、次回に答申の内容を決定することとした。

質 疑 （会議の経過）

会長 それでは、事務局から追加資料の説明及び質問についての回答をお願いします。

追加資料の説明を行う。

事前質問についての回答

(委員) 平成30年度からの広域化について具体的に教えてほしい。

事務局 平成28年度中に県が示す国保事業費納付金、標準保険税率につきましても、各市町村の所得や医療等の水準に基づき算定されます。したがって、平成30年度にすべての市町村の税率が同一になるわけではありません。なお、賦課方式については、所得割・均等割の2方式を標準方式として、将来的には税負担の平準化を目指しております。

(委員) 税率を改定した場合、入間市など近隣市と比較して金額はどうか。

事務局 先程のモデルケースで示したとおり、全てのケースで入間市よりは高く、所沢市よりは安くなります。飯能市との比較では、介護分があるケースでは安く、無いケースでは高くなります。県内での比較では、ほとんどのケースで20位前後となっております。

(委員) 狭山市の医療費は他市と比較して多いのか。

事務局 資料2で示したとおり、平成26年度一人当たり療養諸費は、325,013円で県内5位となっております。

(委員) 国保加入者の減少理由及び保険給付費が増加している理由について。

事務局 加入者減少の理由については、後期高齢者医療制度への移行によるもの、定年延長や雇用の改善によるもの等が考えられます。保険給付費の増加理由については、狭山市の高齢化が顕著なこと、医療の高度化による入院費用額の増加等が考えられます。

(委員) 狭山市の現行と改正後の国保税額の比較を知りたい。

事務局 資料1で説明したとおりです。

(委員) 税率の改定は段階的に行なうのか。

事務局 狭山市の国保税率の改正は、2年ごとに見直しを検討することになっています。したがって平成29年度中には、2方式への変更も含めて検討することになります。なお、平成28年度中に県より国保事業費納付金、標準保険税率が示されることになっていますので、これを参考にして検討してまいります。

(委員) 国保税収納率についてどのように考えているか。

事務局 税率を改定した場合、収納率の低下が想定されますが、今後もコンビニ収納や口座振替の推奨、コールセンターや徴収嘱託員の活用等により現在の収納率は維持していきたいと考えております。

(委員) 世帯加入率・被保険者数加入率の減少についてどのように考えているか。

また、市の人口減少はダメージとなっているか。

事務局 景気の回復傾向による国保から社会保険への移行、後期高齢者医療制度への加入の増加等の要因で保険税収入が減少しているにもかかわらず、保険給付費は増え続けていることから、歳入不足が見込まれ今回の税率改定についての諮問をさせていただいているところでもあります。被保険者数・世帯数については、今後も減少傾向にあると考えております。

市の人口減少との関連につきましては、社会保険等に加入している者もいるため、大きく影響しているものではないと考えております。

(委員) 特定健診の受診率や特定保健指導利用率についてどのように考えているか。

事務局 生活習慣病の予防、早期発見と改善のため取り組んでいる特定健康診査と特定保健指導ですが、特定健康診査の受診率向上につきましては、未受診者への

勧奨通知や新たな対象者となる40歳の方や連続未受診者の方への電話による受診勧奨などを引き続き行ってまいります。市民への周知としましては、公式ホームページやリーフレットにより周知を図っている他、26年度から新たに、県内の全市町村の参加によるテレビ及びラジオCMの共同広報事業を実施しております。また、平成27年度からは、一部負担がありますが希望者には心電図検査を追加し、健診項目の充実も図っております。今後につきましては、他市の実績をふまえ新たなとりくみを研究してまいります。

特定保健指導の利用率向上対策としましては、対象者の状態に合わせた周知や電話等での利用勧奨を強化しておりますが、新たな取り組みとして、3年間の健診結果をグラフ化して、わかりやすい受講案内を送付することなどきめ細かい対応を行うとともに、先進市のとりくみを研究してまいります。

(委員) 市民への周知はどのように行うのか。

事務局 平成27年10月号の広報紙で、国民健康保険の特集記事を掲載する予定です。税率改定が確定した際には、改正内容を広報紙やホームページ等を通じて市民周知を図ることになります。

(委員) 平成28年度に税率改定を予定している市町村はあるのか。

事務局 西部11市では、飯能市が検討していると聞いております。

また、賦課限度額を85万円へ引き上げる予定の市は、入間市や川越市など6市が検討しております。

平成27年度西部11市では、所沢市、入間市、日高市、ふじみ野市、東松山市の5市が実施しております。県内40市では、8市が実施しております。

————— 当 日 審 議 —————

会 長 それでは審議に入ります。まず今回の税率改定の基本的な考えの中で、平成30年度からの広域化に向けた改定が必要であるとしており、前回医療分を4方式から2方式へ段階的に移行を目指すとの説明がありました。このことについてご意見がありましたらお願いします。

委員 改定後の税率の根拠は。

事務局 まず、平成30年度の広域化において県の示す標準賦課方式は2方式であります。したがって、狭山市も将来的に2方式に移行する必要がありますので、今回の改定案では段階的に2方式に近づける方向での提示をさせていただきました。具体的には所得割、均等割を引き上げ資産割、平等割を引き下げいたします。税率については近隣市を参考にしており、まず資産割を20%、平等割を10,000円に設定しました。その上で応能応益割合に応じて所得割を6.6%、均等割を14,000円としました。これはあくまでも、調定額ベースで4億2000万円の歳入不足を埋めるという前提で、その範囲内で試算したものであります。

委員意見 4方式の問題点としては、資産割が固定資産税の2重取りになっているとか、後期高齢者医療制度や介護保険には無いといったことがあげられる。平等割については、世帯構成人数の減少で意義が小さくなってきている。したがって、県の方針に沿って4方式を2方式へ段階的に移行することについては、このような問題を解決することからもたいへん良いと思う。

もう一つ確認で、2方式への移行は平成30年度の広域化までに実施されるのか。

事務局 現在、県内40市中12市が2方式です。また、その他12市が平成30年度までに2方式への移行を検討中とのこと。狭山市でも県からの国保事業費納付金、標準保険税率の提示を参考に平成29年度の税率改定での見直しを検討し、段階的に2方式への移行を目指します。

会長 次に、今回の改正で法定繰入金が増額が見込まれ、財政支援としてのその他繰入金を6億円とするとしておりますが、そのことについてご意見がありましたらお願いします。

委員 12億円にプラスしてその他6億円ということか。

事務局 一般会計からの繰入金総額としての12億円は変わりません。その中で平成27年度は法定分が4億円、財政支援としてのその

他繰入金は8億円となっています。しかし、平成28年度に税率改定をし7・5・2割の軽減を拡充することで、基盤安定繰入金が増加し法定分が6億円に増えることとなります。そのため財政支援としてのその他繰入金が6億円に減ることとなります。

会長 次に、諮問書(1)の国民健康保険税(医療分)の税率及び賦課限度額の改定についてご意見がありましたらお願いします。

「 なし 」

会長 次に、諮問書(2)の支援金等分、(3)の介護分の改定についてご意見がありましたらお願いします。

「 なし 」

————— 休 憩 —————

事務局 賦課限度額について補足で説明させていただきます。平成20年度以降、賦課限度額を引き上げていなかったため現在、法定限度額と20万円の差があります。これを段階的に引き上げると、所得割・均等割をさらに引き上げざるを得なくなり、低所得者にはより負担をしていただくこととなります。そのため法定限度額85万円までの引き上げを提示させていただきました。その効果としましては、医療分は642世帯から574世帯へ、約2,500万円の増額、支援金分は1,251世帯から662世帯へ、約3,800万円の増額、介護分は282世帯から111世帯へ、約800万円の増額となり合計で約7,100万円の増額を見込んでいます。

会長 次に、諮問書(4)軽減割合についてご意見がありましたらお願いします。

事務局 軽減割合につきましては、7・5・2割が法定となっています。
そのため今回の税率改定に合わせて変更しようとするものです。
その効果としては6割から7割で4,700万円、4割から5割
で2,800万円、2割で3,600万円となり、合計で1億1,
000万円の拡充となります。

委員 税率及び賦課限度額を上げた場合、収納率はどうなるのか。

事務局 平成18年度改定時では、0.01%の上昇となっています。
平成20年度改定時では、2%の下落となっています。これは当
時の経済状況や、後期高齢者医療制度の創設で比較的納税意識の
高い層が抜けた影響であると思われ、近隣市でも同様でありまし
た。

なお、平成26年度の近隣3市の改正においては、横ばいもし
くは上昇となっています。

会長 他に何かご意見はございませんか。無いようですので、議題
(1)「狭山市国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改定につい
て」の審議は終了といたします。本日、皆様から頂戴したご意見
を事務局と取りまとめ、次回に最終的なご意見をいただき、答申
を決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

議 題

2 その他

(1) 次回の運営協議会は平成27年10月9日(金)の予定です。